平成２６年（フ）第１２４９３号
東京都足立区江北４丁目17―21―405
債務者　山下　　孝
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９４号
東京都狛江市中和泉１丁目21―14―203
債務者　川名眞知子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９６号
埼玉県戸田市喜沢２丁目４―25―202
債務者　小林　眞治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９７号
東京都台東区柳橋２丁目５―９―206、住民票上の住所東京都渋谷区恵比寿２丁目８―12―102
債務者　菊池　祥子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９９号
東京都杉並区高円寺南３丁目63―３　朝日新聞専売所
債務者　堀江　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５０６号
東京都板橋区赤塚１丁目26―８―301
債務者　荒木　國子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５０７号
東京都清瀬市竹丘２丁目６―43―106
債務者　村上　順子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５０８号
東京都足立区六月３丁目14―１―304
債務者　岡本美津子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５１０号
東京都板橋区小茂根２丁目23―３　ハウスラハイナ23―103
債務者　幡野　明弘
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５１１号
東京都練馬区東大泉６丁目８―13―201
債務者　佐久間義夫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５１２号
東京都練馬区東大泉６丁目８―13―201
債務者　佐久間美喜
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５１５号
東京都足立区綾瀬４丁目22―17　第二金沢コーポ205
債務者　木村　友美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５４３号
神奈川県横浜市中区錦町５　本牧ポートハイツ18号棟501号室
債務者　渡部　尚人
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５４４号
千葉県浦安市美浜２丁目６―1001
債務者　笠原眞理男
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５４９号
千葉県銚子市犬若11283―６
債務者　草野　安治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５５４号
東京都新宿区坂町１―４―105
債務者　長尾　賢治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部